

参 考 資 料

- 1 令和3年度鹿児島県知的財産アンケート結果・・・ 40
- 2 鹿児島県が保有している知的財産権一覧・・・・・・・・ 46
- 3 主な知的財産権の出願・登録等の経費・・・・・・・・ 50
- 4 国の主な中小企業等知的財産支援策・・・・・・・・ 51
- 5 知的財産に係る支援・相談窓口一覧・・・・・・・・ 59
- 6 知的財産基本法・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

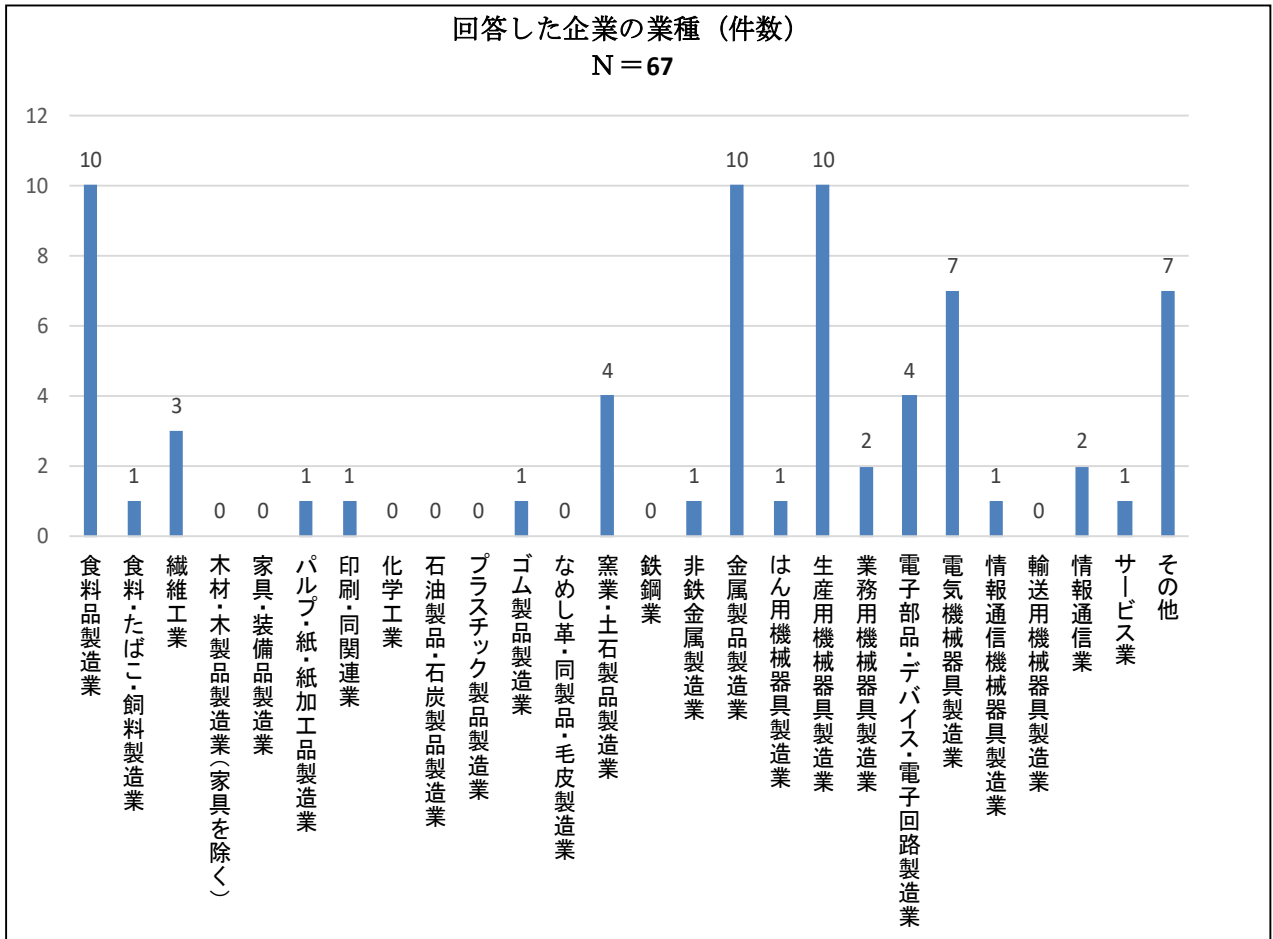
令和3年度 鹿児島県知的財産アンケート結果

■ アンケート回答企業数

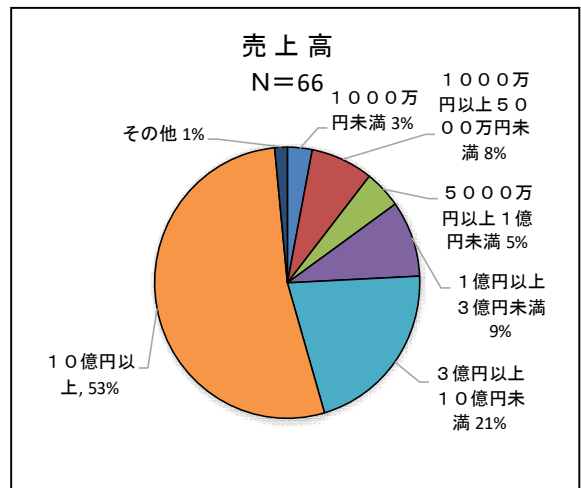
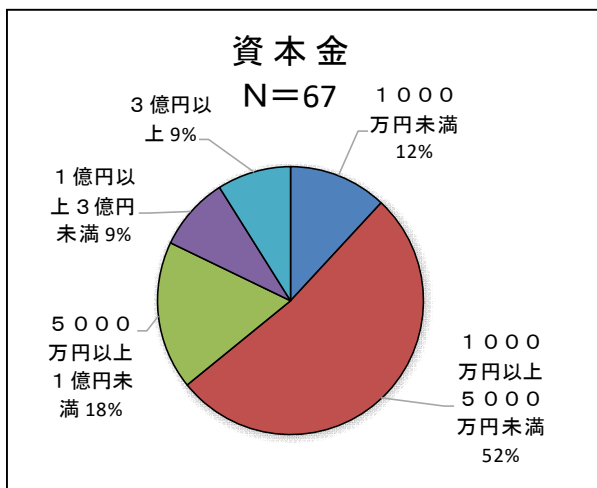
調査対象企業：113社 回答数：67社（回答率：59.3%）

※県内の企業の中で知的財産に関して関心や問題意識を有していると期待できる企業を対象とした。

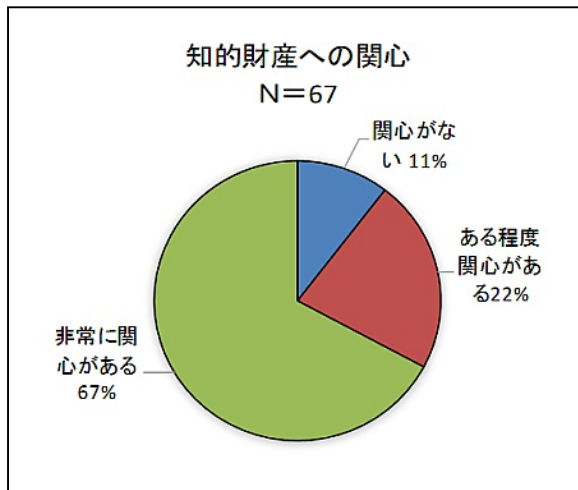
■ アンケート回収企業の業種



■ アンケート回収企業の資本金・売上高



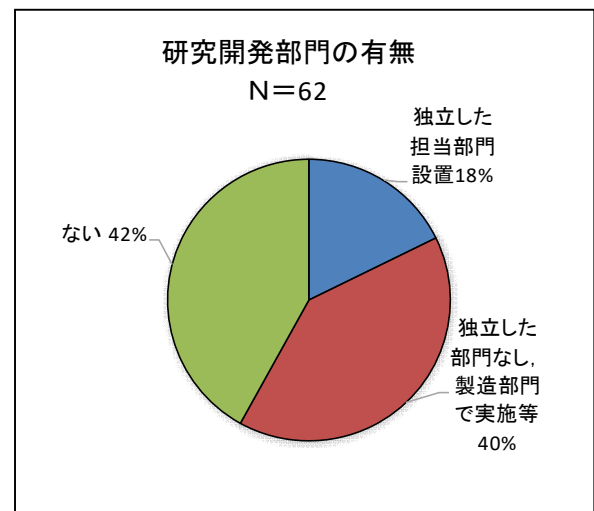
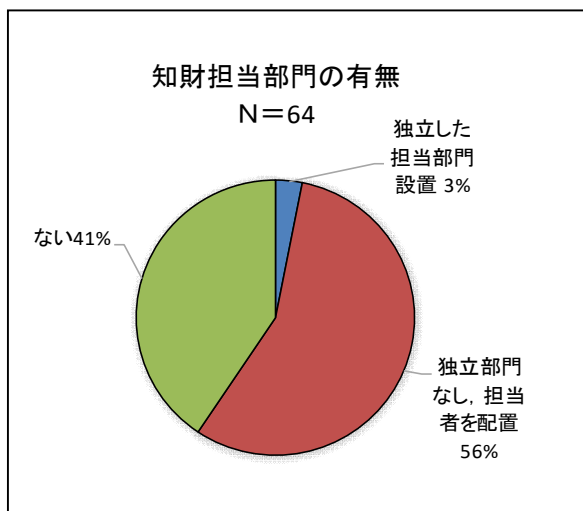
■ 知的財産に関する関心の度合い



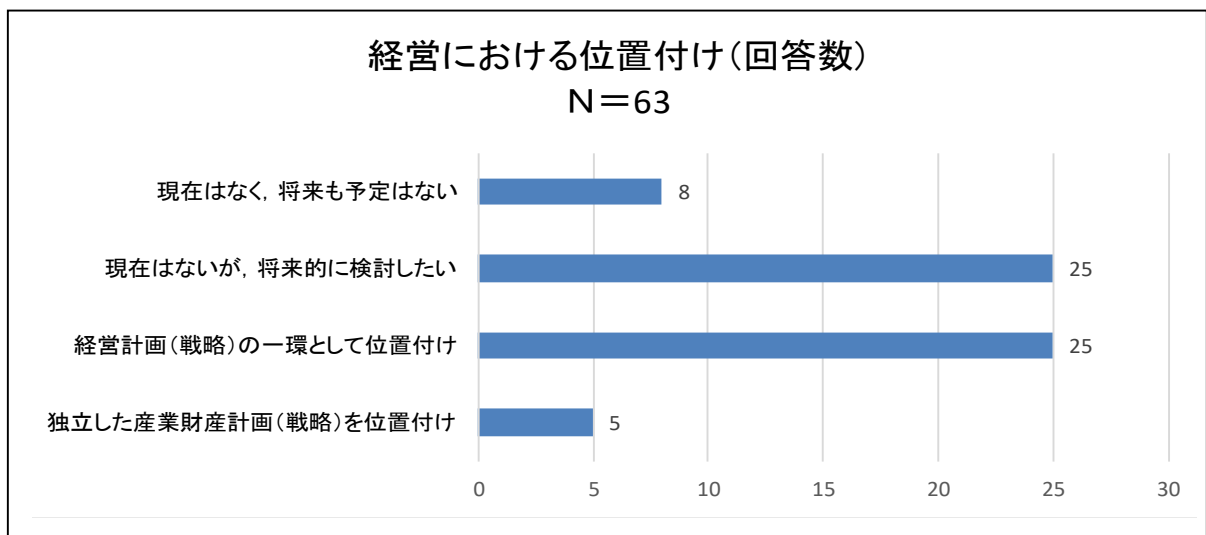
関心がないを選んだ理由

自社の業務には関係ない (保護すべき技術がない等)	4人
知的財産権制度についてよく知らない	2人
メリットがわからない	2人

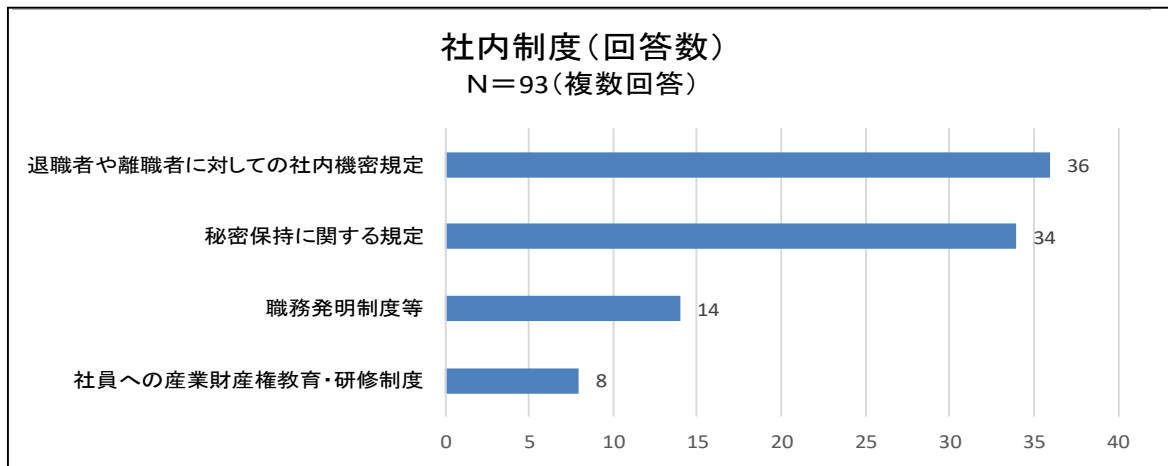
■ 知的財産を管理する担当部門，研究開発部門の有無



■ 経営における知的財産の位置付け



■ 知的財産に関する社内制度



■ 知的財産権の保有状況

<国内>

種類	企業数
特許権	41
実用新案権	13
意匠権	10
商標権	36

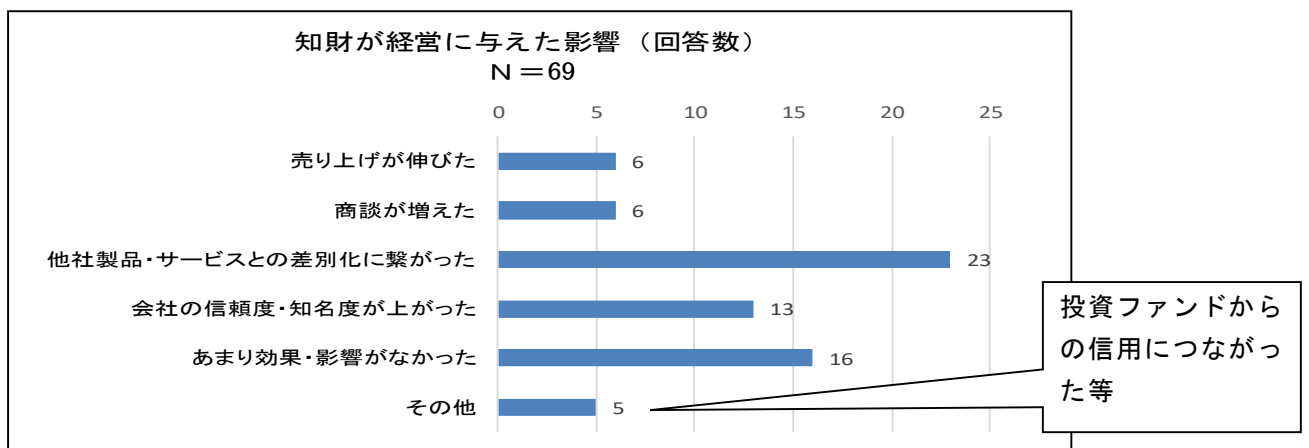
<国外>

種類	企業数
特許権	11
実用新案権	0
意匠権	1
商標権	13

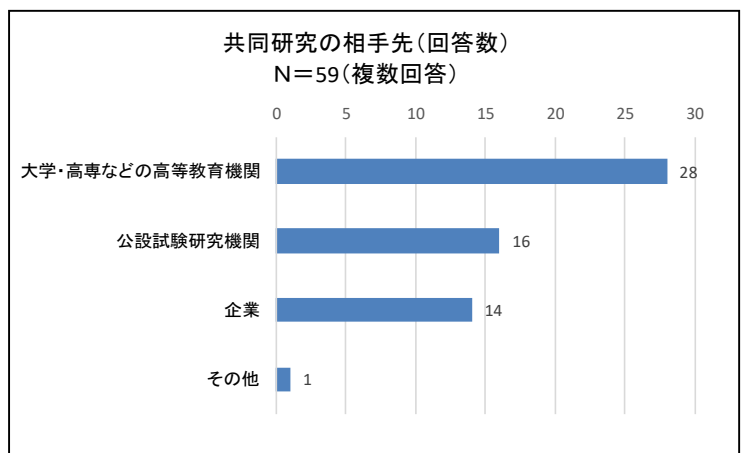
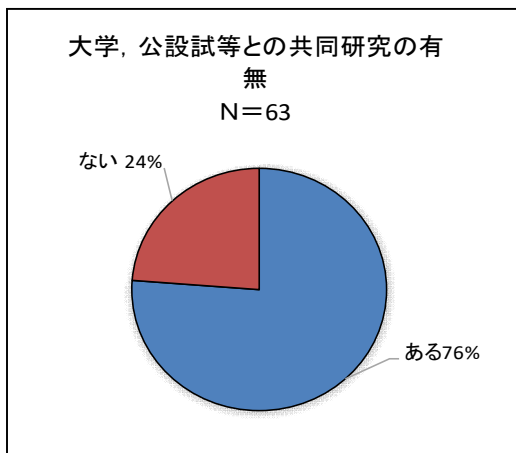
● 知的財産権を出願・取得しない理由（知的財産権の申請がない方）

理由	回答数 (複数回答)
自社の事業に馴染まない	5
内容が公開され技術等の流出につながる	3
営業秘密・ノウハウとして保護している	1
申請方法がわからない	0
権利取得・維持のためのスタッフが足りない	3
権利取得・維持のためのコスト負担が大きい	3
その他	1

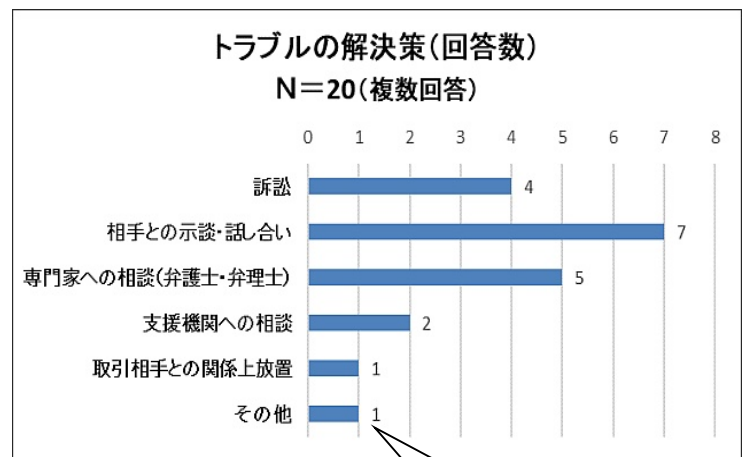
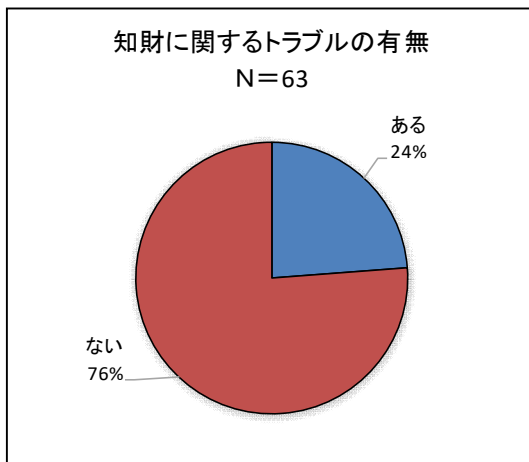
■ 出願・取得した特許が経営に与えた影響



■ 他の企業や大学または公設試験研究機関等との共同研究開発の有無

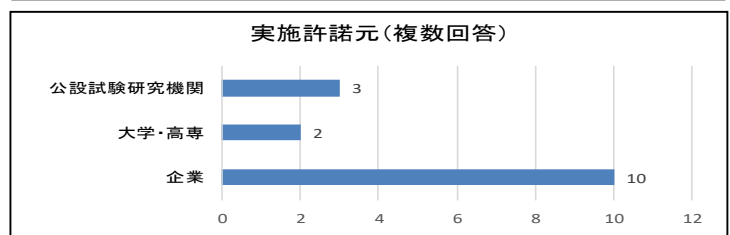
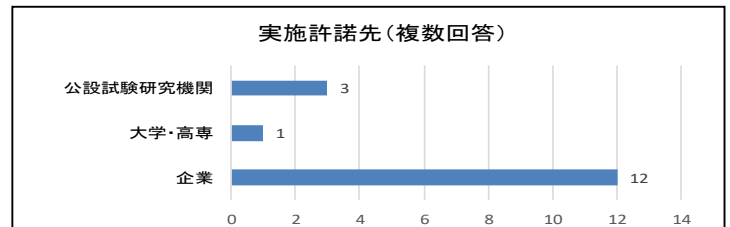
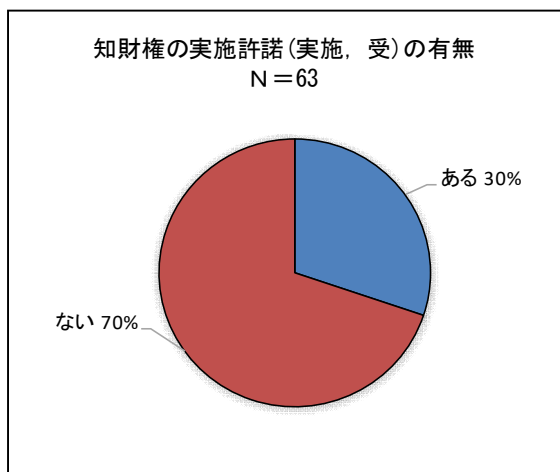


■ 知的財産に関するトラブルの経験・解決策

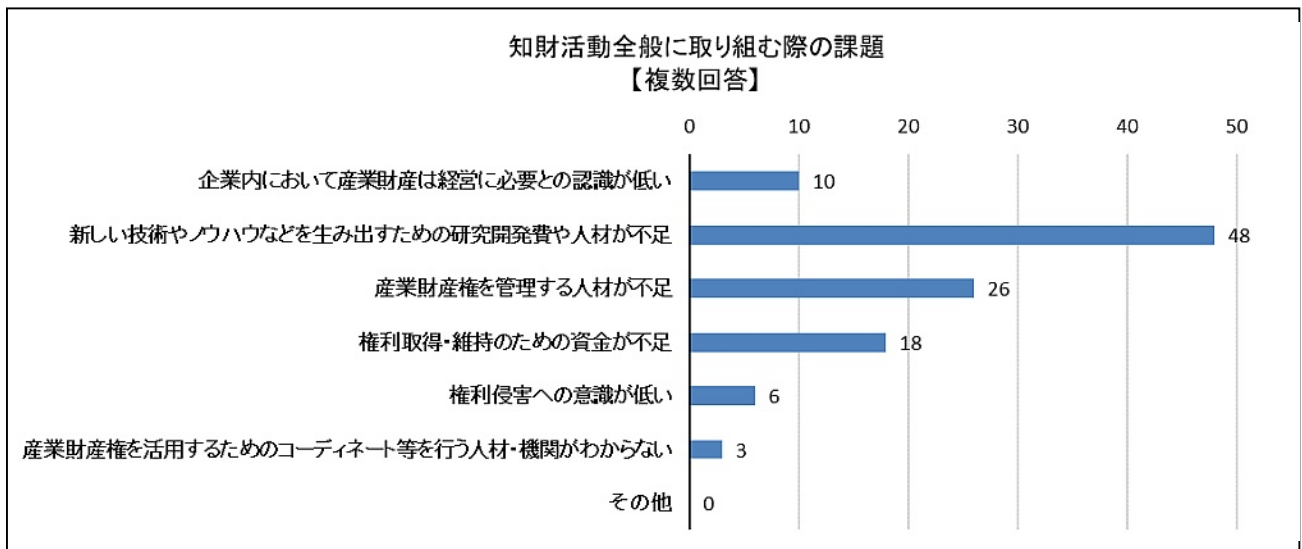


使用料を払った

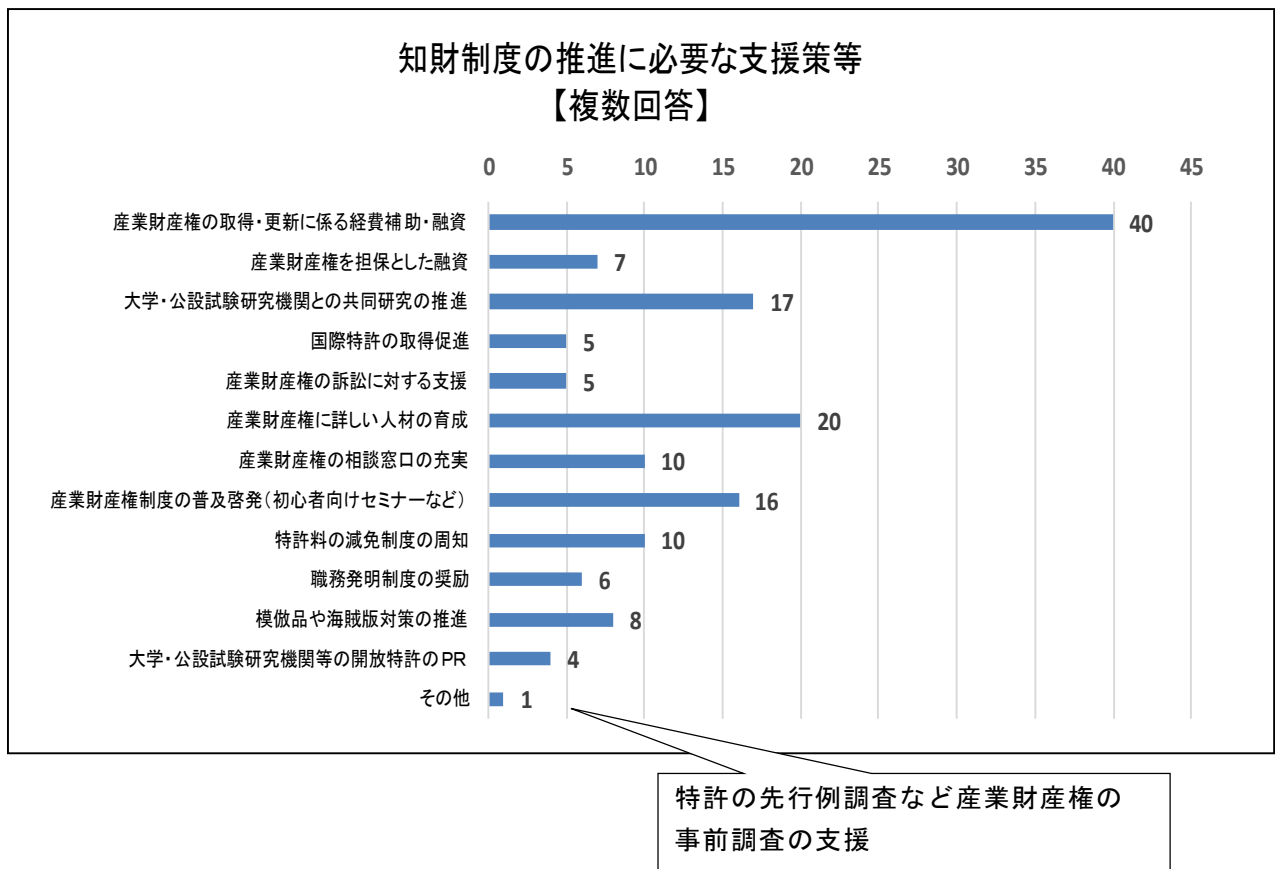
■ 知的財産権の利用に関する実施許諾(実施・受)の有無



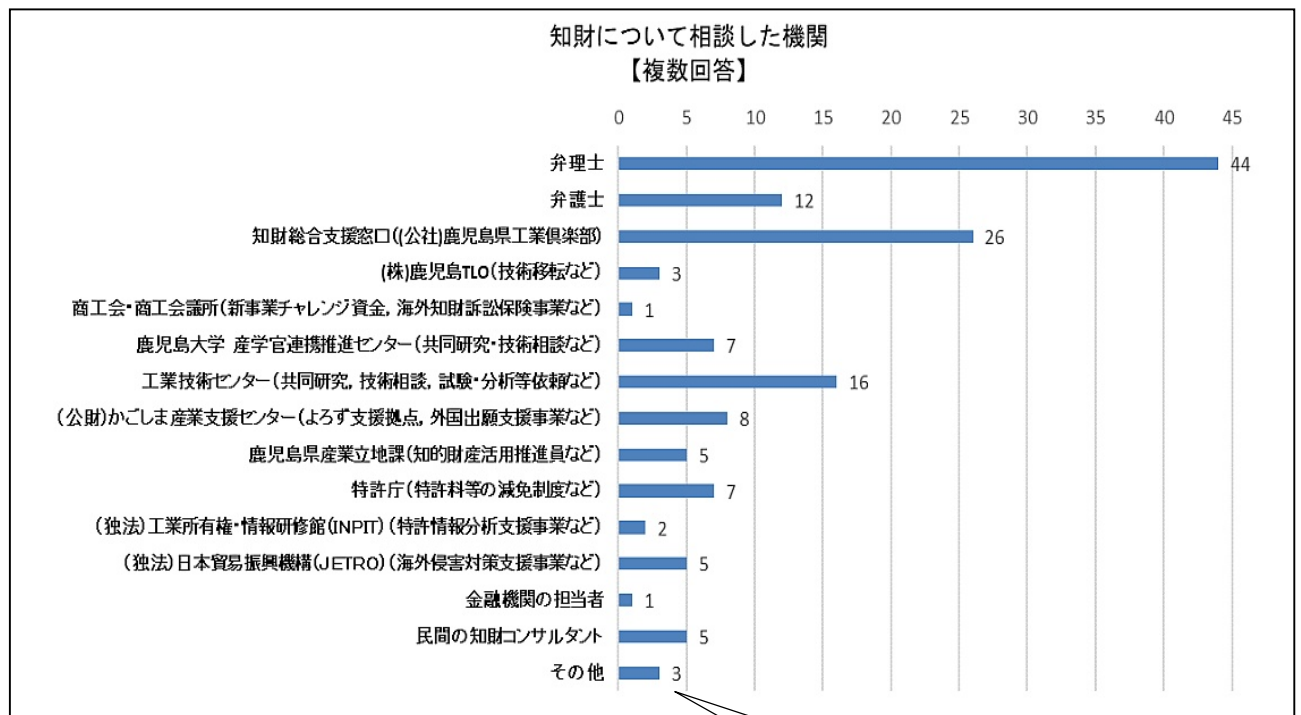
■ 知財産に関する活動全般に取り組む際の課題（複数回答）



■ 知的財産権制度の推進のために必要な支援策・対策（複数回答）



■ 知的財産について相談した機関（複数回答）



親会社の知財部門 など

鹿児島県が保有している知的財産権一覧

(令和3年3月31日現在：県財産活用対策室調べ)

kenn	所属	種類	財産名称	登録年月日
1	工業技術センター	特許権	高耐久性シラス瓦およびその製造方法	平成18年4月7日
2	工業技術センター	特許権	軽量シラス基盤及び緑化軽量シラス基盤とその製造方法	平成18年9月29日
3	工業技術センター	特許権	中空ガラス球状体を連続的に製造する方法	平成18年11月10日
4	工業技術センター	特許権	果糖資化性酵母	平成18年11月10日
5	工業技術センター	特許権	銅合金中の鉛除去方法	平成19年1月26日
6	工業技術センター	特許権	低コストのシラス加圧成形体およびその製造方法	平成20年11月21日
7	工業技術センター	特許権	シラスコンクリート装飾材及びその製造方法	平成22年6月4日
8	工業技術センター	特許権	銅合金中の鉛除去方法	平成22年10月8日
9	工業技術センター	特許権	塑性加工の3次元実験シミュレーション方法及び装置	平成23年7月1日
10	工業技術センター	特許権	静電気放電発生箇所を検出方法及び検出装置	平成24年2月24日
11	工業技術センター	特許権	低カロリーかつ低臭性のもろみ酢飲料及びその製造方法	平成24年4月27日
12	工業技術センター	特許権	高強度、高真球度ガラス質微細中空球の製造方法	平成24年7月13日
13	工業技術センター	特許権	スクリーン製版の外観検査装置	平成24年9月14日
14	工業技術センター	特許権	低温発酵性酵母	平成24年12月7日
15	工業技術センター	特許権	金属の塑性加工シミュレーション用モデル材料	平成25年1月25日
16	工業技術センター	特許権	木造建物の壁補強フレーム及び壁補強方法	平成25年3月29日
17	工業技術センター	特許権	静電気放電発生箇所可視化方法及び可視化装置	平成25年10月4日
18	工業技術センター	特許権	穿孔用鍛造金型の設計方法及び穿孔用鍛造金型	平成26年12月5日
19	工業技術センター	特許権	小径棒材の部分加熱ヘッドリング加工方法及び加工装置	平成26年12月12日
20	工業技術センター	特許権	タブレット鍛造方法	平成27年7月10日
21	工業技術センター	特許権	圧造金型	平成27年9月11日
22	工業技術センター	特許権	鍛造パンチの設計方法及びヨークの製造方法	平成27年10月30日
23	工業技術センター	特許権	ターレット鍛造装置	平成28年1月8日
24	工業技術センター	特許権	押し出し加工における3次元デッドゾーン形状の特定方法	平成28年4月8日
25	工業技術センター	特許権	火山噴出物または火山噴出物発泡体を含有する機能性材料組成物及びその製造方法	平成28年5月27日
26	工業技術センター	特許権	サツマイモ加工食品およびサツマイモ加工食品の製造方法	平成29年3月24日
27	工業技術センター	特許権	バリの発生を抑制して貫通孔を形成する方法	平成29年5月19日
28	工業技術センター	特許権	リング製品の加工方法	平成29年10月27日
29	工業技術センター	特許権	タイロッドエンドの鍛造金型及びタイロッドエンドの製造方法	平成29年12月15日
30	工業技術センター	特許権	火山ガラスマイクロボールの製造方法	平成30年6月1日
31	工業技術センター	特許権	静電気放電発生源検知方法及び静電気放電発生源可視化方法	平成30年12月14日
32	工業技術センター	特許権	火山噴出物堆積鉱物の乾式分離方法、火山噴出物堆積鉱物の乾式分	平成31年1月11日
33	工業技術センター	特許権	蜂蜜に含まれる含酸素化と塩類とを分画する方法	令和元年5月10日
34	工業技術センター	特許権	ターゲットの製造方法および薄膜の製造方法	令和2年5月25日
35	工業技術センター	特許権	人工原料の製造方法、人工原料、及び粉体組成物	令和2年6月18日
36	工業技術センター	特許権	逐次成形装置及び逐次成型方法	令和2年7月13日
37	工業技術センター	特許権	細骨材、軽石、火山ガラス材、混合セメント及びパーライト	令和2年9月1日
38	工業技術センター	特許権	火山灰焼結体及びその製造方法	令和2年11月11日

鹿児島県が保有している知的財産権一覧

(令和3年3月31日現在：県財産活用対策室調べ)

kenn	所属	種類	財産名称	登録年月日
39	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（商品区分 第29類, 30類, 31類）	平成5年11月30日
40	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（商品区分 第29類, 31類）	平成6年4月28日
41	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（商品区分 第30類）	平成6年5月31日
42	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（商品区分 第16類）	平成6年7月29日
43	農政課	商標権	かごしまの農林水産物認証制度「認証マーク」	平成17年4月15日
44	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（中国 商品区分 第29類）	平成23年5月7日
45	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（中国 商品区分 第31類）	平成23年5月7日
46	農政課	商標権	かごしまの農林水産物認証制度「認証マーク」（第31類）	平成23年5月7日
47	農政課	商標権	かごしまの農林水産物認証制度「認証マーク」（第29類）	平成23年7月7日
48	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（中国 商品区分 第30類）	平成23年9月28日
49	農政課	商標権	かごしまブランドマーク（中国 商品区分 第32類）	平成23年9月28日
50	農政課	商標権	かごしまの農林水産物認証制度「認証マーク」（第30類）	平成23年10月14日
51	農政課	商標権	かごしまの農林水産物認証制度「認証マーク」（第32類）	平成23年10月14日
52	農政課	商標権	「輸出用統一ロゴマーク」商標（商標区分:第19,29,30,31,32,33類）	平成31年2月1日
53	農政課	商標権	「輸出用統一ロゴマーク」商標	平成31年4月18日
54	農政課	商標権	「輸出用統一ロゴマーク」商標	平成31年4月22日
55	農政課	商標権	「輸出用統一ロゴマーク」商標	令和元年12月16日
56	経営技術課	商標権	「IPM実践PRキャラクター」商標	平成25年1月18日
57	経営技術課	商標権	びかいちご	平成31年1月11日
58	畜産課	商標権	かごしま黒豚証明書（登録第4256267号）	平成11年4月2日
59	畜産課	商標権	かごしま黒豚証明書（登録第4256268号）	平成11年4月2日
60	畜産課	商標権	かごしま黒豚証明書（登録第4256269号）	平成11年4月2日
61	畜産課	商標権	かごしま黒豚証明書（登録第4256270号）	平成11年4月2日
62	畜産課	商標権	さつま地鶏商標登録マーク	平成15年5月16日
63	畜産課	商標権	黒さつま鶏	平成22年8月13日
64	畜産課	商標権	かごしま黒豚証明書（中国）	平成23年5月7日
65	畜産課	商標権	さつま地鶏	平成23年5月7日
66	畜産課	商標権	黒さつま鶏（香港）	平成23年12月23日
67	畜産課	商標権	黒さつま鶏（台湾）	平成24年10月1日
68	畜産課	商標権	黒さつま鶏（マカオ）	平成24年10月11日
69	畜産課	商標権	かごしま黒豚証明書（台湾）	平成25年7月14日
70	農地保全課	実用新案権	地中給水管から給水されるスプリンクラー設備	令和2年2月19日
71	農業開発総合センター	特許権	農園用不要物回収装置	平成24年6月29日
72	農業開発総合センター	特許権	被覆装置	平成28年1月8日
73	農業開発総合センター	特許権	無人自動走行作業システム	平成28年9月23日
74	農業開発総合センター	特許権	散布装置および散布方法	平成29年6月23日
75	農業開発総合センター	特許権	作業機及びその制御方法	平成30年10月19日
76	農業開発総合センター	特許権	走行位置認知システム、農作業用走行車、及び無人自動走行作業車	平成31年1月11日

鹿児島県が保有している知的財産権一覧

(令和3年3月31日現在：県財産活用対策室調べ)

kenn	所属	種類	財産名称	登録年月日
77	農業開発総合センター	特許権	走行車の自動回転システムと方法、及びそれを搭載した農作業用走	令和2年1月24日
78	農業開発総合センター	実用新案権	里いも株の子いも分離機	平成30年7月11日
79	農業開発総合センター	育成者権	かんきつ かごしま早生	平成13年7月27日
80	農業開発総合センター	育成者権	ゆり エンゼルホルン	平成14年9月4日
81	農業開発総合センター	育成者権	さく 新神	平成18年3月20日
82	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンチェルシー	平成21年3月16日
83	農業開発総合センター	育成者権	稲 さつま雪もち	平成21年3月19日
84	農業開発総合センター	育成者権	稲 夢はやと	平成21年3月19日
85	農業開発総合センター	育成者権	さく モゼティアラ	平成22年3月2日
86	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンパカサス	平成22年3月2日
87	農業開発総合センター	育成者権	さく フローラル金優香	平成22年6月28日
88	農業開発総合センター	育成者権	稲 あきほなみ	平成22年10月13日
89	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンフェスタ	平成23年3月18日
90	農業開発総合センター	育成者権	ゆり ピュアホルン	平成23年5月24日
91	農業開発総合センター	育成者権	さく モゼフラーム	平成23年12月6日
92	農業開発総合センター	育成者権	ゆり ブチホルン	平成24年2月2日
93	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンゴージャス	平成24年2月2日
94	農業開発総合センター	育成者権	さく きゅらキララ	平成24年9月25日
95	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンプラム	平成25年3月6日
96	農業開発総合センター	育成者権	稲 さつま絹もち	平成26年5月16日
97	農業開発総合センター	育成者権	さくサザンキーサ	平成28年2月24日
98	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンライク	平成28年2月24日
99	農業開発総合センター	育成者権	えんどう まめこぞう	平成28年3月1日
100	農業開発総合センター	育成者権	稲 なつほのか	平成28年8月9日
101	農業開発総合センター	育成者権	さく きゅらシューサー	平成28年10月14日
102	農業開発総合センター	育成者権	さく モゼマゼンダ	平成28年10月14日
103	農業開発総合センター	育成者権	さく モゼガガ	平成28年11月17日
104	農業開発総合センター	育成者権	さく 立神	平成29年11月16日
105	農業開発総合センター	育成者権	さく 冬馬	平成29年11月16日
106	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンチェルシーイエロー	平成30年2月8日
107	農業開発総合センター	育成者権	さく サザンサマーピンク	平成30年2月8日
108	農業開発総合センター	育成者権	だいこん 桜島おごじょ	平成31年1月28日
109	農業開発総合センター	育成者権	稲 あきのそら	平成31年3月13日
110	農業開発総合センター	育成者権	さく きゅらメーレ	令和2年5月25日
111	大隅加工技術研究センター	特許権	食品製造法(さつまいも成形かりんとう製造方法)	平成31年4月12日
112	大隅加工技術研究センター	特許権	加熱処理により特性を改質した低温糊化性でん粉	令和3年3月16日
113	森林経営課	商標権	スーパーグリーンさつま	平成12年7月21日
114	水産技術開発センター	特許権	血合肉を利用したすり身製品、練り物製品及びその製造方法	平成26年9月5日

鹿児島県が保有している知的財産権一覧

(令和3年3月31日現在：県財産活用対策室調べ)

kenn	所属	種類	財産名称	登録年月日
115	水産技術開発センター	特許権	酒盗の凍結乾燥粉末の製造方法	平成31年1月18日
116	水産技術開発センター	意匠権	藻場造成ブロック 大型	平成16年11月12日
117	水産技術開発センター	意匠権	藻場造成ブロック 小型	平成17年10月21日
118	かごしまPR課	商標権	かごしま (商品区分 第43類)	平成23年3月28日
119	かごしまPR課	商標権	さつま (商品区分 第35類)	平成23年3月28日
120	かごしまPR課	商標権	さつま (商品区分 第43類)	平成23年3月28日
121	かごしまPR課	商標権	薩摩 (商品区分 第35類)	平成23年3月28日
122	かごしまPR課	商標権	薩摩 (商品区分 第43類)	平成23年3月28日
123	かごしまPR課	商標権	さつま (商品区分 第29類)	平成23年5月7日
124	かごしまPR課	商標権	かごしま (商品区分 第35類)	平成23年7月7日
125	かごしまPR課	商標権	かごしま (商品区分 第29類)	平成23年7月7日
126	かごしまPR課	商標権	(標準文字) KUPI KUPI	平成24年9月14日
127	かごしまPR課	商標権	(標準文字) MUJOCA	平成24年9月14日
128	かごしまPR課	商標権	(標準文字) Furacoco	平成24年9月14日
129	かごしまPR課	商標権	薩摩	平成26年5月7日
130	かごしまPR課	商標権	どんどん鹿児島	平成30年8月31日
131	観光課	商標権	商標 ぐりぶー	平成25年8月9日
132	観光課	著作権	ぐりぶー及びさくら中国著作権	平成29年1月9日
133	東京事務所	商標権	かごしま遊楽館商標 (登録番号第3337657号)	平成9年8月8日
134	東京事務所	商標権	かごしま遊楽館商標 (登録番号第3337658号)	平成9年8月8日
135	東京事務所	商標権	かごしま遊楽館商標 (登録番号第5205977号)	平成21年2月20日
136	広報課	商標権	県章 (商品区分 第35類)	平成23年3月28日
137	広報課	商標権	県章 (商品区分 第43類)	平成23年3月28日
138	広報課	商標権	シンボルマーク (商品区分 第35類)	平成23年3月28日
139	広報課	商標権	シンボルマーク (商品区分 第43類)	平成23年3月28日
140	広報課	商標権	シンボルマーク (商品区分 第29類)	平成23年5月7日
141	広報課	商標権	県章 (商品区分 第29類)	平成23年7月7日
142	都市計画課	商標権	篤姫 (商品区分 第31類)	平成22年10月22日
143	鶴翔高等学校	商標権	3年A組の	平成17年3月18日
144	伊佐農林高等学校	商標権	更正之素	平成24年7月6日
145	鹿屋農業高等学校	商標権	青春100%	平成24年7月20日

特許権	49
著作権	1
商標権	59
実用新案権	2
意匠権	2
育成者権	32
計	145

主な知的財産権の出願・登録等の経費（R4.4.1改正）

（単位：円）

主な手続項目	手 数 料			
	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
出願料	14,000	14,000	16,000	3,400+（区分数×8,600） 防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間更新登録出願 6,800+（区分数×17,200）
出願審査請求料	138,000+（請求項の数×4,000）			
特許料又は登録料	<1年～3年>毎年 4,300+（請求項の数×300）	<1年～3年>毎年 2,100+（請求項の数×100）	<1年～3年> 毎年 8,500	●登録 区分数×32,900
	<4年～6年>毎年 10,300+（請求項の数×800）	<4年～6年>毎年 6,100+（請求項の数×300）	<4年～25年> 毎年16,900	・分納額（前期・後期支払分） 区分数×17,200
	<7年～9年>毎年 24,800+（請求項の数×1,900）	<7年～10年>毎年 18,100+（請求項の数×900）		●更新登録 区分数×43,600
	<10年～25年>毎年 59,400+（請求項の数×4,600）			・分納額（前期・後期支払分） 区分数×22,800 ●防護標章登録 区分数×32,900 ●防護標章更新登録 区分数×37,500
技術評価請求書		42,000+（請求項の数×1,000）		

- ※1 上記経費は、令和4年4月1日現在の経費（弁理士等に係る経費は含まれていません）
- ※2 オンラインで可能な手続を書面で行う場合は、別途電子化手数料が必要になります。
- ※3 詳細な料金は、以下の特許庁ホームページから御確認ください
「産業財産権関係料金一覧」で検索

■ 国の主な中小企業等知的財産支援策

A アイデアなどを権利化したい方

1 経営課題の解決や自社のアイデア・技術の利益化に向けて、 経験豊富な窓口担当者によるきめ細やかなサポートが受けられます

知財総合支援窓口

アイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な経営課題等に対し、各都道府県に設置された知財総合支援窓口が、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関と連携しつつ、効率的・網羅的に御社の知財経営をサポートします。



2 中小企業は料金が減免されます

特許料減免

要件を満たせば、簡単な申請で特許庁に納付いただく審査請求料・特許料・国際出願にかかる手数料が減額されます。

- 中小企業：1/2に減額
- 小規模企業・中小ベンチャー企業：1/3に減額
- 福島浜通り等の中小企業：1/4に減額



3 他社の知財情報を無料で調査できます

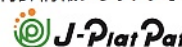
J-PlatPat

「J-PlatPat」では、他社の出願や審査、権利取得の状況等の知財情報を無料で調べることができます。

出願前の先行技術調査だけでなく、気になる他社の技術開発動向調査や権利侵害リスク回避の権利調査等にも活用できます。

INPIT HPのマニュアル、IP ePlatの動画から操作方法を確認できます。

特許情報プラットフォーム



「ぶらっと」寄って「ばっと」検索



4 特許庁HPに「お助けサイト」を新設しました

お助けサイト 特許庁

特許庁から届いた通知への対応に悩んだことはありませんか？

初めて出願手続をされた方やひとりではがんばる知財担当者などにもわかりやすく、

「拒絶理由通知書」や「登録査定」が届いたあと、「次に何をすればよいか」をご案内します。



5 特許情報分析の支援を受けられます

特許情報分析支援

企業の事業戦略や経営判断に生きる情報として、特許情報から得られる技術や企業情報の分析結果（特許情報分析）を提供します。

新規事業の立ち上げや権利化可能性の把握等新たな事業戦略の立案にご活用下さい。



6 特許（登録）料の支払い期限を通知します

特許（登録）料支払期限通知サービス

特許料等の支払い期限をメールにてお知らせするサービスを実施しています。

安定的に事業を実施するために、知財権を適切に管理することは欠かせません。

ぜひ本サービスをご利用下さい。



7 本当に特許出願すべきかのアドバイスを受けられます

営業秘密・知財戦略相談窓口

特許出願された技術は公開されます。権利化すべきか、秘匿とすべきかの知財戦略について、

専門家が無料でアドバイスします。



8 初学者から実務者まで ニーズに応じた動画コンテンツを視聴できます

初心者向け説明会



実務者向け説明会



知財について勉強したい方を対象に初心者向け・実務者向けのEラーニング動画コンテンツを無料配信しています。



9 企業内で知財セミナーを開催できます

産業財産権専門官



特許庁の職員が全国各地の中小企業に訪問し、無料で知財セミナーを開催します。



10 審査着手を早めることができます

早期審査



早期に特許権・意匠権・商標権を取得したい場合、一定の要件を満たせば審査着手を早める早期審査を利用できます。



11 審査官と面接ができます

面接審査



効率的な審査を実施するために（特許は審査請求した案件について）審査官と出願人とが直接、又は、オンラインで面会して出願や技術内容等に係る相談を行う面接を実施しています。



B 取得した権利を活用したい方

1 専門家を活用してビジネス戦略構築のアドバイスを受けられます

知財総合支援窓口



事業化やライセンス契約をはじめとしたビジネス戦略構築について弁理士や弁護士等の専門家が無料でアドバイスします。



2 ノウハウの管理法、取り扱いの注意点のアドバイスを受けられます

営業秘密・知財戦略相談窓口



営業秘密の管理方法や、取引先にノウハウを開示するとき等の注意点を伝授します。あわせて、社内の情報管理ルールの設定や、権利化と秘匿化の知財戦略についても一緒に検討します。



3 特許情報分析の支援を受けられます

特許情報分析支援



企業の事業戦略や経営判断に生きる情報として、特許情報から得られる技術や企業情報の分析結果（特許情報分析）を提供します。新規事業の立ち上げや権利化可能性の把握等新たな事業戦略の立案にご活用下さい。



4 知的財産を経営に生かしている中小企業の成功事例をご紹介します

特許庁知的財産活用事例集



知財を上手く経営に生かしている企業を厳選し、各社の活動内容を自社で実践につなげていただける先進的な事例を掲載しています。



C さらに海外展開を目指す方

1 海外展開の知財面からの支援を受けられます

海外展開知財支援窓口

海外での事業展開に応じた知的財産戦略等について、**無料**でアドバイスします。



2 海外展開の法務面からの支援を受けられます

知財総合支援窓口

海外企業との各種契約について、**無料**で契約書作成支援を行います。



3 外国出願に要する費用の1/2が助成されます

外国出願補助金

外国の特許・実用新案・意匠・商標の**出願費用の1/2**を補助します。



4 海外での模倣品対策のための費用が助成されます

模倣品対策支援 特許庁

海外での模倣品でお困りの方、模倣品被害調査・行政摘発にかかる**費用の2/3**を助成します。



5 冒認商標を取り消すためにかかる費用が助成されます

冒認商標取消支援 特許庁

海外で自社ブランドの商標等を冒認出願された中小企業に対し、その取り消しにかかる**費用の2/3**を助成します。



6 海外での係争費用が助成されます

防衛型侵害対策支援 特許庁

海外での知財係争対応にかかる**費用の2/3**を助成します。



7 知財保険の掛金が助成されます

知財保険

海外で知財訴訟を提起された場合の訴訟費用を補償する**保険の掛金の1/2**を助成します。



8 海外での思わぬリスクを事例を通じて学べます

グローバル知財マネジメント人材育成教材

海外展開を進めてきた中小企業で実際に起こった事例をもとにケース教材化しており、社内でケースメソッドによるグループワーク型の学習が行えます。



9 知財を活用したビジネスの海外展開支援を受けられます

ジェトロ イノベーションプログラム



海外展開に必要なビジネスプラン支援、PR力強化支援、知財支援を行うとともに、海外での展示会や商談会への参加費用の助成や外国企業とのマッチング・ライセンス締結の支援を行います。



10 地域団体商標を活用した海外展開を支援します

地域団体商標 ジェトロ



地域団体商標を付した商品等の海外展開において、海外向けブランディング戦略の立案から、海外でのプロモーション・販路開拓活動の実施、および海外における知的財産の保護・活用までハンズオンで支援します。



出典：「知財支援策まるわかりガイド」（特許庁）

(<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/panhu12.pdf>)

特許の国際出願をお考えの方へ



中小企業や大学向けに、
料金が安くなる支援制度
があります



PCT国際出願に係る 料金支援制度のご案内

日本語でPCT国際出願する際、特許庁に支払う料金がトータルで・・・



で済みます！ くわしくは次ページ以降をご覧ください



PCT国際出願をする時に必要な料金・試算

試算：軽減・交付金の利用がない場合（通常）

①送付手数料	17,000 円
②調査手数料	143,000 円
③国際出願手数料	159,500 円
合計	319,500 円

試算条件

- ✓オンライン出願（出願書類50枚）
- ✓日本語出願
- ✓日本国特許庁が国際調査を行う
- ✓料金は2022年4月現在

※料金の最新情報は特許庁ウェブサイトをご覧ください。
また、ご自身の出願の具体的な料金は、特許庁ウェブサイトの「[手続料金計算システム](#)」で算出することができます。ぜひご利用ください。

[国際出願関係手数料表](#)

検索



軽減・交付金制度を活用すると、
実質負担額が以下の額で済みます！



試算：軽減・交付金を利用した場合

中小企業
大学

159,750 円



- ☑ 中小企業（会社・個人事業主）
- ☑ 組合・NPO法人
企業組合、協業組合、事業協同組合等、農業協同組合等、漁業協同組合等、森林組合等、商工組合等、商店街振興組合等、消費生活協同組合等、酒造組合等、NPO法人
- ☑ 研究開発に力を入れている中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）
試験研究開発費等比率が収入金額の3%超である中小企業等
- ☑ 試験研究機関等
大学、大学等研究者、承認TLO等

中小ベンチャー企業・
小規模企業

106,490 円



- ☑ 小規模企業
従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の法人・個人事業主
- ☑ 中小ベンチャー企業
事業開始後10年未満の個人事業主、
設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人

福島浜通り等の
中小企業

79,880 円



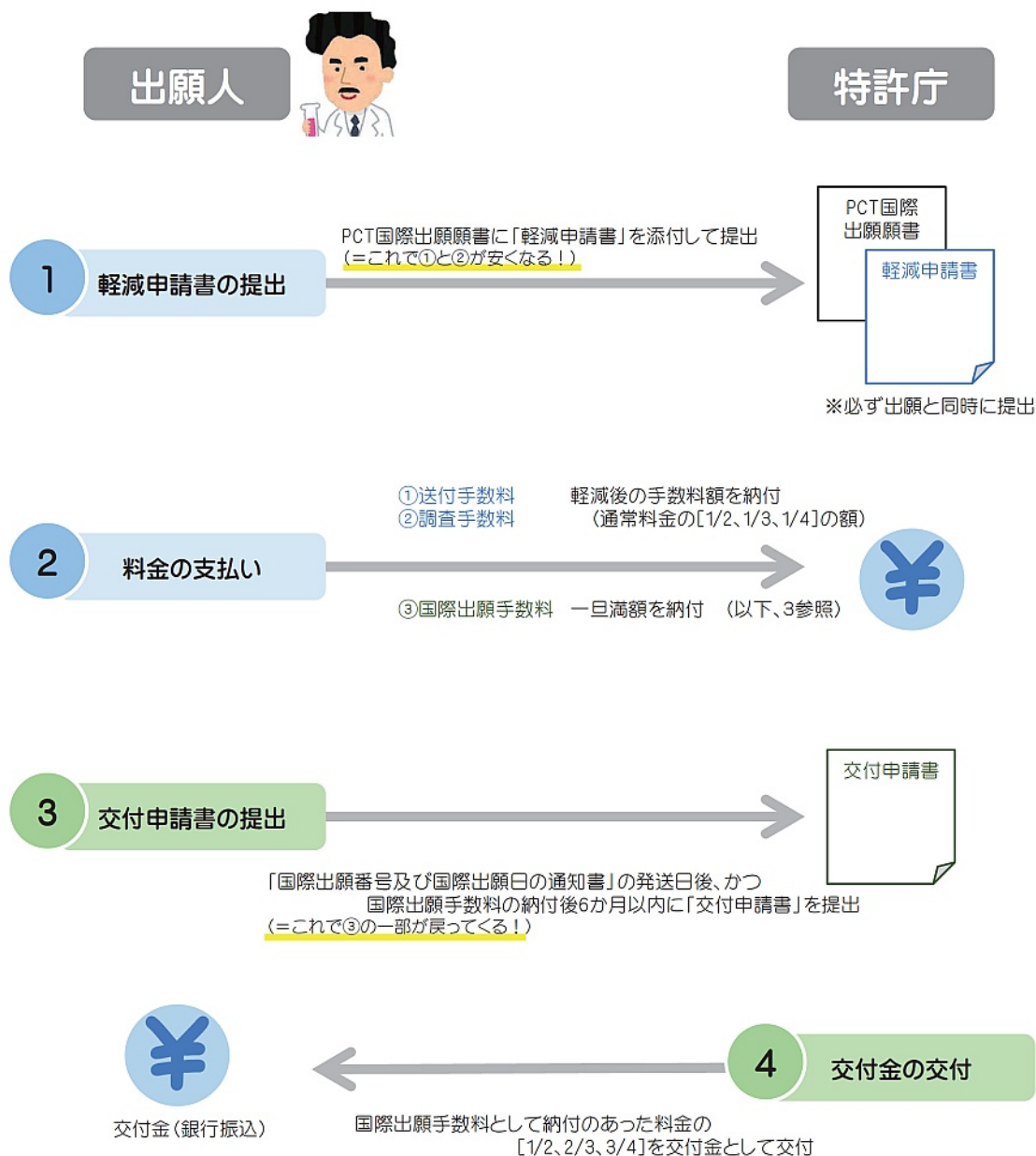
- ☑ 福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）

該当する要件は、特許庁ウェブサイトでご確認ください！

軽減・交付金制度の活用で安くなる仕組み

PCT国際出願時の手続

- ①送付手数料
 - ②調査手数料
- } 軽減制度対象(納付する段階で、安くなります)
- ③国際出願手数料
- 交付金制度対象(一旦満額納付します。その後の申請で所定の割合が交付金として交付されます)



PCT国際出願の軽減・交付金制度のウェブサイト情報

軽減・交付金制度の詳細は、特許庁ウェブサイトでご確認ください。



国際出願 軽減措置

検索



国際出願促進交付金

検索



PCT国際出願制度の概要を知りたい方はこちら



PCT国際出願制度の概要

検索



特許庁ウェブサイトからは、

- ★申請書の入手
 - ★料金の最新情報の確認
 - ★手続料金計算システムの利用
- などができます。



★対象要件の確認も忘れずに！！

対象要件として、

- ・従業員数要件
 - ・資本金額要件
 - ・研究開発要件
 - ・設立後10年未満であること
 - ・大企業に支配されていないこと
- などがあります。

PCT国際出願の軽減・交付金制度についてのお問い合わせ先

【申請手続について】

特許庁国際出願室 受理官庁

☎ 03-3581-1101 内線2643

✉ PA1A31@jpo.go.jp

【制度について】

特許庁国際出願室 企画調査班

☎ 03-3581-1101 内線2642

✉ PA1A00@jpo.go.jp

出典：「PCT 国際出願に係る料金支援制度のご案内」（特許庁）を加工して作成

(https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/document/pct_keigen_shinsei/pct-ryokin-shien.pdf)

知的財産に係る支援・相談窓口一覧

1 県内の支援・相談窓口

支援機関等名	主な業務	連絡先等
鹿児島県知財総合支援窓口	発明の奨励と振興，知的財産制度の普及と活用・相談	〒892-0821 鹿児島市名山町 9-1 (鹿児島県産業会館内 中2F) TEL 099-295-0270 https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/kagoshima/
鹿児島県工業技術センター	工業技術に関する試験研究，調査，指導及び研修	〒899-5105 霧島市隼人町小田 1445-1 TEL 0995-43-5111 http://www.kagoshima-it.go.jp/
株式会社鹿児島TLO	大学等の研究開発にかかる情報提供，各種技術調査やマーケット調査等	〒890-0065 鹿児島市郡元 1-21-40 鹿児島大学内 TEL 099-284-1631 http://www.ktlo.co.jp/
公益財団法人かごしま産業支援センター	新事業の創出支援，経営支援，技術・研究開発支援，資金等支援，人材育成等	〒892-0821 鹿児島市名山町 9-1 鹿児島県産業会館 2F TEL 099-219-1270 http://www.kric.or.jp/
独立行政法人日本貿易振興機構鹿児島貿易情報センター（JETRO）	海外ビジネス展開支援，海外での知的財産保護のための調査・情報提供	〒892-0821 鹿児島市名山町 9-1-6F TEL 099-226-9156 https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/kagoshima/
鹿児島大学産学・地域共創センター	鹿児島大学の研究シーズと地域や企業ニーズのマッチングや共同研究の推進等	〒890-0065 鹿児島市郡元 1-21-40 鹿児島大学郡元キャンパス TEL 099-285-8491 http://www.krcc.kagoshima-u.ac.jp/
県内の各商工会議所・各商工会	知財に係る各支援機関への取り次ぎ等	

2 全国の支援・相談窓口

支援機関等名	主な業務	連絡先等
内閣府 知的財産戦略 推進事務局	知的財産に 係る各中央 省庁間の調 整	〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣府本府庁舎 3 階 TEL 03-3581-0324 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/
特許庁	産業財産権 情報の提供、 制度の企画 立案・審査・ 審判等	〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3-4-3 TEL 03-3581-1101 https://www.jpo.go.jp/index.j.html
経済産業省 九州経済産業 局 知的財産室	産業財産権 情報の提供、 知的財産権 制度の説明 会等の開催	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 TEL 092-482-5463 http://www.kyushu.meti.go.jp/
九州知的財産 戦略センター	知的財産に 係る啓発・相 談・人材育成	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 6 階 TEL 092-482-5463 https://www.kyushu.meti.go.jp/aboutmeti/mis/tokkyo/default.html
独立行政法人 中小企業基盤 整備機構九州 本部	専門家によ る経営アド バイス、知的 財産に關す る相談	〒812-0038 福岡県福岡市博多区祇園町 4-2 サムティ博多祇園 BLDG. TEL 092-260-0300 https://www.smrj.go.jp/regional_hq/kyushu/index/html
日本弁理士会	知的財産権 制度の研究、 啓発等	<東京倶楽部ビル> 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-6 TEL 03-3581-1211 <弁理士会館> 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 TEL 03-3519-2707 http://www.jpaa.or.jp/ 【弁理士検索サイト「弁理士ナビ」】 県内をはじめ、全国の特許事務所や弁理士を、相談内容、 専門分野、地域別に検索できる。 https://www.benrishi-navi.com/

支援機関等名	主な業務	連絡先等
日本弁理士会 九州会	知的財産に係る情報提供や、セミナー講師の派遣等	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 6階 TEL 099-415-1139 http://www.jpaa-kyusyu.jp/
一般社団法人 発明推進協会	産業財産権制度の普及・調査研究	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-1-1 虎ノ門三丁目ビルディング TEL 03-3503-3025 http://www.jiii.or.jp/
独立行政法人 工業所有権情報・研修館	特許情報の提供と知財窓口の設置・運用等	〒105-6008 東京都港区虎ノ門 4-3-1 (城山トラストタワー8階) TEL 03-3581-1101 内線 3804 http://www.inpit.go.jp/
一般財団法人 日本特許情報機構	特許情報の収集・加工・提供及び普及啓発等	〒135-0016 東京都江東区東陽 4-1-7 佐藤ダイヤビルディング 6F TEL 03-3615-5510 http://www.japio.or.jp/
一般財団法人 ソフトウェア情報センター	プログラムの著作物に関する登録, 半導体集積回路配置に関する設定登録	〒105-0003 東京都港区西新橋 3-16-11 愛宕イーストビル 14F TEL 03-3437-3071 http://www.softic.or.jp/
農林水産省輸出・国際局 知的財産課	知的財産の活用に関する総合的な政策の企画・立案等	〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL 03-6738-6169 http://www.maff.go.jp/
独立行政法人 日本貿易振興機構 イノベーション・知的財産部	海外ビジネス展開支援, 知的財産保護のための調査・情報提供	〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル (総合案内 6階) TEL 03-3582-5511 https://www.jetro.go.jp/
日本知的財産仲裁センター	知的財産に関する紛争の解決・予防のための相談等	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 弁理士会館内 TEL 03-3500-3793 http://www.ip-adr.gr.jp/

知的財産基本法（平成14年法律第122号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 基本的施策（第十二条—第二十二条）
- 第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（第二十三条）
- 第四章 知的財産戦略本部（第二十四条—第三十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。）、大学共同利用機関（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）であって試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項において同じ。）であって研究開発を目的とするもの並びに国及び

地方公共団体の試験研究機関をいう。

(国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造)

第三条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造力の豊かな人材が育成され、その創造力が十分に発揮され、技術革新の進展にも対応した知的財産の国内及び国外における迅速かつ適正な保護が図られ、並びに経済社会において知的財産が積極的に活用されつつ、その価値が最大限に発揮されるために必要な環境の整備を行うことにより、広く国民が知的財産の恵沢を享受できる社会を実現するとともに、将来にわたり新たな知的財産の創造がなされる基盤を確立し、もって国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

(我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展)

第四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り、知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらし、もって我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、前二条に規定する知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(大学等の責務等)

第七条 大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 大学等は、研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策であって、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関に係るものを策定し、並びにこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関における研究の特性に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、我が国産業の発展において知的財産が果たす役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、活力ある事業活動を通じた生産性の向上、事業基盤の強化等を図ることができるよう、当該事業者若しくは他の事業者が創造した知的財産又は大学等で創造された知的財産の積極的な活用を図るとともに、当該事業者が有する知的財産の適切な管

理に努めるものとする。

- 2 事業者は、発明者その他の創造的活動を行う者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、発明者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

(連携の強化)

第九条 国は、国、地方公共団体、大学等及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、知的財産の創造、保護及び活用の効果的な実施が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(競争促進への配慮)

第十条 知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

(研究開発の推進)

第十二条 国は、大学等における付加価値の高い知的財産の創造が我が国の経済社会の持続的な発展の源泉であることにかんがみ、科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第二条に規定する科学技術の振興に関する方針に配慮しつつ、創造力の豊かな研究者の確保及び養成、研究施設等の整備並びに研究開発に係る資金の効果的な使用その他研究開発の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究成果の移転の促進等)

第十三条 国は、大学等における研究成果が新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上等に有用であることにかんがみ、大学等において当該研究成果の適切な管理及び事業者への円滑な移転が行われるよう、大学等における知的財産に関する専門的知識を有する人材を活用した体制の整備、知的財産権に係る設定の登録その他の手続の改善、市場等に関する調査研究及び情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(権利の付与の迅速化等)

第十四条 国は、発明、植物の新品種、意匠、商標その他の国の登録により権利が発生する知的財産について、早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることができるよう、所要の手続の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項の施策を講ずるに当たり、その実効的な遂行を確保する観点から、事業者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(訴訟手続の充実及び迅速化等)

第十五条 国は、経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、知的財産権の保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産権に関する事件について、訴訟手続の一層の充実及び迅速化、裁判所の専門的な処理体制の整備並びに裁判外に

おける紛争処理制度の拡充を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(権利侵害への措置等)

第十六条 国は、国内市場における知的財産権の侵害及び知的財産権を侵害する物品の輸入について、事業者又は事業者団体その他関係団体との緊密な連携協力体制の下、知的財産権を侵害する事犯の取締り、権利を侵害する物品の没収その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者(「本邦法人等」という。次条において同じ。)の有する知的財産が外国において適正に保護されない場合には、当該外国政府、国際機関及び関係団体と状況に応じて連携を図りつつ、知的財産に関する条約に定める権利の的確な行使その他必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な制度の構築等)

第十七条 国は、知的財産に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた知的財産に係る制度の構築に努めるとともに、知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていない国又は地域において、本邦法人等が迅速かつ確実に知的財産権の取得又は行使をすることができる環境が整備されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(新分野における知的財産の保護等)

第十八条 国は、生命科学その他技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を知的財産権として迅速かつ適正に保護することにより、活発な起業化等を通じて新たな事業の創出が期待されることにかんがみ、適正に保護すべき権利の範囲に関する検討の結果を踏まえつつ、法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護が図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備)

第十九条 国は、事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、知的財産の適正な評価方法の確立、事業者に参加となるべき経営上の指針の策定その他事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業が我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、個人による創業及び事業意欲のある中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮がなされなければならない。

(情報の提供)

第二十条 国は、知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等その他の関係者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講ずるものとする。

(教育の振興等)

第二十一条 国は、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産

権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十二條 国は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画

第二十三條 知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を作成しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 知的財産の創造、保護及び活用のために政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針

二 知的財産の創造、保護及び活用に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

三 知的財産に関する教育の振興及び人材の確保等に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に定めるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を政府が集中的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 推進計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 知的財産戦略本部は、第一項の規定により推進計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 知的財産戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 知的財産戦略本部は、知的財産を取り巻く状況の変化を勘案し、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも毎年度一回、推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第四項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第四章 知的財産戦略本部

(設置)

第二十四條 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五條 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十六條 本部は、知的財産戦略本部長、知的財産戦略副本部長及び知的財産戦略本部員

をもって組織する。

(知的財産戦略本部長)

第二十七条 本部の長は、知的財産戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(知的財産戦略副本部長)

第二十八条 本部に、知的財産戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(知的財産戦略本部員)

第二十九条 本部に、知的財産戦略本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

二 知的財産の創造、保護及び活用に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料の提出その他の協力)

第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十一条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。

(主任の大臣)

第三十二条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和二年六月二四日法律第六三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。